

寛保七年版
一 毒藥賣候もの
一 似せ藥種賣候もの

引廻之上獄門
同斷
死罪

〔御當家令條二十二〕天和貳年五月日

條々

一 毒藥并似せ藥種賣買之儀、彌堅制禁之、若於商賣仕者可被行罪科たとひ同類たりといふとも、訴人に出る輩者、急度御褒美可被下事、○中

右條々可相守此旨、若違犯之族於在之者、可被處嚴科者也、仍而下知如件、

天和二年五月日

〔譚海十四〕毒藥に類したる物數品有、皆等閑には商賣せず、病により用る事有時は、何の病に用るよし、一札を出し、藥種屋にて聞濟賣渡す事なり、

〔憲教類典四ノ十一〕明和四丁亥年閏九月十六日

松平右近少監殿

御渡

松平攝津守殿

大目付

御目付

江

唐和明禁賣買之義、江戸、京、大坂、堺、四ヶ所會所におゐて、可令賣買旨、寶曆五寅年、同十辰年、右四ヶ所町中相觸候處、今以諸國出明禁、於國々賣買いたし、會所江不指出趣相聞候ニ付、自今以後、諸國出明禁之分、右四ヶ所之内、最寄之會所江差出賣渡可申候、四ヶ所會所之外にて、諸國明禁之分賣買致間敷候、尤只今迄商人共貯置候明禁於有之候は、右會所江可賣渡候、若心得違於有之者、答可申付もの也、